

認可外保育施設、一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート・センターの利用料は無償化の対象です。

施設等利用費の対象経費

利用料に限ります。※行事参加費、食材料費、通園送迎費等の実費徴収される費用は対象外となります。

支給限度額

3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもは月額40,300円、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもは月額45,700円を上限に、実際に認可外保育施設等に要した利用料が支給されます。なお、認可外保育施設等を複数利用している場合は、利用料の合計が上限額に達するまで支給されます。

※「認可外保育施設等」とは、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)を指します。

施設等利用費の支給方法

償還払いとします。(※「償還払い」とは、一旦自身で支払い、後日請求により払い戻しを受けること。)
そのため、利用料はこれまでどおり、一旦施設にお支払いください。

請求手続きの流れ

①利用料の償還払いを受けるためには、別途**請求が必要**となります。

②認可外保育施設等が、利用月ごとに発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証（様式第3号）」、「特定子ども・子育て支援提供証明書（様式第4号）」又は「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書（様式第9号）」（ただし、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)を利用する場合は、これらに代えて「活動報告書（様式第5号）」）、及び（初回請求の場合、もしくは前回指定した振込先から変更がある場合は）「振込先を確認できる通帳などの写し」を添付し、「施設等利用費請求書（償還払い用）（様式第2号）」を持参又は郵送により、**直接尼崎市に提出**してください。

③その後、尼崎市が請求書類を審査し、認定子どもの保護者名義の口座へ支給します。

請求及び支給の時期

①請求の受付は、**四半期ごと**に行います。

※10月から12月までの利用分は1月末までに請求／1月から3月までの利用分は4月末までに請求／4月から6月までの利用分は7月末までに請求／7月から9月までの利用分は10月末までに請求

②支給時期は、請求があってから概ね1～2カ月後となる予定です。

施設等利用費の償還払い請求に関する問い合わせ先や詳細情報

〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1
尼崎市保育管理課（市役所本庁中館2階）
[TEL:06-6489-6159](tel:06-6489-6159) FAX:06-6489-6373

このほか、施設等利用費の償還払い請求の詳細については、専用のQRコードで、尼崎市ホームページにアクセスし確認することができます。

